

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008門第14号	
事故等名	漁船第二十六日昇丸運航不能(機関損傷)	
発生年月日時刻	平成20年3月6日23時20分ごろ	
発生場所	鹿児島県薩摩長崎鼻灯台から198° 4.4海里 (北緯31° 05.2′ 東経130° 33.7′ 付近)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年10月10日 門司・地方事故調査官が海難報告書を精査 平成20年6月2日以降 漁業協同組合及び主機製造メーカー等から漁船原簿、機関修理請求書、漁船保険保険金支払請求書及び主機燃料噴射ポンプ用作動油の系統図等各写を入手 平成20年7月16日 第二十六日昇丸船長から口述聴取 平成20年10月16日 船舶所有者から口述聴取 平成20年10月17日 整備業者から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実	船種・船名・総トン数 漁船 第二十六日昇丸 19トン 船舶番号 KG2-1100 船舶所有者等 有限会社日昇丸	
乗組員等に関する情報	船長 一級小型船舶操縦士(特殊・特定)	
負傷者	なし	
損傷	主機4番シリンダのクランクピン軸受及び主軸受に焼き付き及びクランク軸に数箇所クラック発生等	
事故等の経過	本船は、鹿児島県枕崎市枕崎港で水揚げを行ったのち、操業海域向け発して航行中、平成20年3月6日23時20分ごろ、突然主機が停止した。 船長は、燃料噴射ポンプの作動油こし器を清掃して主機を再始動し、自力で鹿児島県肝属郡肝付町内之浦港に帰港して整備業者に点検及び修理を依頼した。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり あり 次のことから、定期的に開放整備を行うなどして、主機の整備を適切に行っていなかったため、潤滑油がブローパイで汚損したものと考えられる。 ①平成10年ごろ主機を換装して以来、主機の開放整備を実施していなかった。 ②主機排気温度が高く、排気色も黒かった。 ③主機潤滑油の消費量が多かった。 ④主機潤滑油の汚損が甚だしく、潤滑油溜め底部にかなりの量のスラッジが堆積していた。 ⑤主機燃料噴射ポンプの作動油は主機潤滑油系統から分岐

		した油が使用されており、頻繁に 同ポンプのこし器が目詰まりして主機が停止していた。
原因	本インシデントは、本船が定期的に開放整備を行うなどして、主機の整備を適切に行っていなかったため、潤滑油がブローパイで汚損し、潤滑が阻害され、主機が故障したことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	